

協和トピックス

第 27 号

平成 26 年 1 月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目 1 番 8 号

TEL 03-3241-4978(代表)

FAX 03-3246-0068

監査法人 audit@cpakyowa.or.jp

税理士法人 tax@cpakyowa.or.jp

今回は、平成 26 年度税制改正大綱に盛り込まれたゴルフ会員権等の損益通算の廃止について緊急にお知らせします。

また、平成 26 年 4 月 1 日より予定されている印紙税の取扱いの変更点と消費税率の引き上げについてお知らせします。

時節柄、確定申告についても取り上げていますのでご覧ください。

ご不明な点や疑問点につきましては、担当者へご確認ください。

I. ゴルフ会員権等

1. 損益通算の廃止

現在、ゴルフ会員権やリゾート会員権（以下、「ゴルフ会員権等」という。）を売却したことにより生じた損失は、他の所得（事業所得や給与所得など）と損益通算することができます。

したがって、購入時よりも価格の下落しているゴルフ会員権等を売却することにより損失が生じた場合には、確定申告により損益通算をすることで所得税および住民税の節税をすることができます。

しかし、平成 26 年度の税制改正大綱により、ゴルフ会員権等については、この損益通算が適用されない取り扱いとなる見通しです。

2. 売却時期

税制改正案では、平成 26 年 4 月 1 日以降の売却について、この改正が適用される見通しとなっています。

したがって、損益通算をするためには、平成 26 年 3 月 31 日までに売却をする必要があります。

II. 印紙税

1. 非課税範囲の拡大

金銭又は有価証券の受取書（いわゆる

る領収証）の印紙税の非課税範囲が拡大されます。

平成 26 年 4 月 1 日以降作成分より、受取金額が 3 万円未満のものから受取金額が 5 万円未満のものに非課税範囲が拡大されます。

2. 消費税額の取扱い

受取金額が 5 万円未満の領収証であるか否かを判定する場合において、消費税額が区分記載されている場合には、消費税額は含めないで判定することとされています。

3. 誤って貼付したときは

平成 26 年 4 月 1 日以降に、受取金額が 5 万円未満の文書に誤って収入印紙を貼り付けてしまった場合には、その文書の原本と印鑑（法人の場合は代表者印）を税務署に持参し、所定の申請書を提出することにより還付を受けることができます。

III. 消費税

1. 買いだめのご検討を

最終消費者である個人や次に掲げるような価格転嫁が難しい事業者は、消費税率が 8% に引き上げられる前に買いだめを行うことで、消費税増税の負担を軽減することができます。

- ①免税事業者
- ②簡易課税制度の適用を受ける事業者
- ③主な売上が非課税売上である事業者

2. 旅客運賃等の経過措置

次に掲げるものなどは、平成26年3月31日以前に販売されたものについては、平成26年4月1日以降に使用された場合でも経過措置の対象となるため5%の税率が適用されます。

- ①電車、飛行機の前売り乗車券等
- ②電車、バス等の定期券、回数券
- ③映画館や遊園地等の前売り券
- ④遊園地の年間パスポート等

ただし、Suica や PASMO などの IC カードにチャージしたものについては、平成26年3月31日以前にチャージをした場合でも平成26年4月1日以降に使用したときには、経過措置の対象とはならないため8%の税率が適用されるのでご注意ください。

IV. 確定申告

1. 復興特別所得税

平成25年分の確定申告より、所得税を納める義務がある方は、復興特別所得税も併せて納める義務がありますのでご注意ください。

なお、平成25年分以降用の確定申告書の様式には、復興特別所得税額の欄が追加されています。このため、復興特別所得税の確定申告書を新たに作成する必要はありません。

2. 社会保険料控除の活用

社会保険料控除は、ご自身やご自身と生計を一にする配偶者や子供などの社会保険料を支払った場合に支払った方が所得控除を受けられる制度です。

意外と知られていませんが、大学や

専門学校に通う子供の国民年金保険料を親が支払った場合（追納制度により過去の国民年金保険料を支払った場合を含む。）には、その支払った親が年末調整または確定申告で所得控除を受けることができます。

年末調整で所得控除を受けていない方については、確定申告で所得控除を受けることができるのでぜひご活用ください。

3. 上場株式等の譲渡損失の活用

①譲渡損失の繰越控除

上場株式等の譲渡損失を他の上場株式等の譲渡利益および上場株式等の配当全額と損益通算して相殺しきれない場合には、確定申告をすることで翌年以降3年間にわたりその譲渡損失の繰越控除ができます。

上場株式等の譲渡所得および配当所得に係る税率は、平成25年で軽減税率が終了し、平成26年より復興特別所得税と合わせて20.315%の税率が課されることとなります。譲渡損失がある方は確定申告により繰越しておくことをお勧めします。

②期限後申告による繰越控除

過去3年以内に上場株式等の譲渡損失があった方で確定申告書を提出しておらず、譲渡損失の繰り越しをしていない方は、今からその確定申告書を提出することで過去3年以内の譲渡損失につき平成25年分の確定申告で繰越控除の適用を受けることができる可能性があります。

この場合には、平成25年分の確定申告をする前に平成22年分～平成24年分の上場株式等の譲渡損失の有無をご確認ください。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。